

魚津市告示第87号

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年5月1日

魚津市長 村椿 晃

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

(2) 起業 個人事業の開業又は会社の設立を行い、その代表者となることをいう。

(3) 事業承継 個人事業の運営又は会社の経営を引き継ぎ、その代表者となることをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、魚津市地域おこし協力隊設置要綱（平成28年魚津市告示第80号。以下「設置要綱」という。）第3条に規定する隊員（以下「隊員」という。）又は隊員であった者（以下「隊員等」という。）が市内で起業又は事業承継（以下「起業等」という。）することを支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 隊員の任期終了の日前1年以内の者

(2) 隊員の任期終了の日から1年以内の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 設置要綱第4条第2項の規定により任期の途中で解嘱された者
 - (2) 規則附則第2項に規定する市税等について滞納がある者
 - (3) 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条に規定する暴力団員等である者
 - (4) 宗教活動又は政治活動を主たる活動とする者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者
- （補助金の交付要件）

第5条 補助金の交付の対象となる要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 隊員等が市内で起業等を行うこと。
- (2) 隊員等が行う起業等の内容が、市の活性化に資すること。
- (3) 隊員等が補助金の交付決定を受けた日から3年以上本市に居住し、かつ、当該補助金の交付の対象となる起業等を継続する意思があること。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、他の補助制度により補助金等の交付を受けているものについては、その交付額を補助対象経費から差し引くものとする。

- (1) 設備費、備品費並びに土地及び建物の賃借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導の受入れに要する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める起業等に要する経費

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。ただし、その額が100万円を超えるときは、100万円とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回に限るものとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書の写し又は補助金算出の根拠となるもの

(4) 誓約書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

(1) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。

(3) 補助金の額の20パーセントを超える減額をしようとするとき。

(4) 起業等の内容の重要な部分を変更しようとするとき。

(変更決定)

第11条 市長は、前条の変更の申請があったときは、これを審査し、承認の可否を決定し、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金変更（承認・不承認）通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、補助事業等が完了した日から起算して1月を経過する日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書

(3) 起業等により整備した事務所等、設備等が確認できる写真又は購入した備品等の写真

(4) 補助対象経費が確認できる領収書等の写し

(5) 起業等の事実を確認できるものとして次の区分に応じてそれぞれ定める書類の写し

ア 個人として起業した場合 個人事業の開業・廃業等届出書（控用）

（税務署の受付印を押したものに限る。）の写し又は自営業、農業、漁業等の開始に関する申立書（様式第6号）

イ 法人として起業した場合 登記事項証明書等の公的証明書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等
(額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の額が確定後、補助金を支払うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、交付決定後に概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則第15条第1項の各号のいずれかに該当するとき。

(2) この要綱に違反する行為があったとき。

(3) 補助金の交付の日から起算して3年以内に補助事業を廃業し、又は市外へ転出したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付取消通知書(様式第9号)により理由を付して通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金の交付がなされているときは、規則第16条の規定に基づき、補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により、補助金を返還させるときは、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金返還請求書(様式第10号)により補助事業者に請求するものとする。

3 前条第1項第3号に該当し、前項の規定により返還を求める補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、起業等により取得した次号に掲げる財産を市長の承

諾を得ないで譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当した期間を経過した場合は、この限りではない。

（１） 不動産及びその従物

（２） 備品で、1件当りの取得金額が10万円以上の物品及びその従物。

ただし、起業等の日から起算して3年以上経過したものを除く。

（関係書類の保存）

第18条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（調査等）

第19条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助金の使途等に関して調査を行い、資料の提出を求めることができる。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第9条の規定による交付を受けている者に係る第15条から第17条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第16条関係）

交付の日から起算して定住、起業又は事業承継した期間	返還を求める補助金の額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の75%
2年以上3年未満	交付額の50%

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付申請書

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金の交付について、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、交付に際し、担当課が市税等の納付状況及び住民登録状況について、調査を行うことを承諾します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書の写し又は補助金算出の根拠となるもの
- (4) 誓約書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(1) 事業計画書

起業者

氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
法人名又は任意団体名	

起業計画

計画内容	<p>(起業等の動機・経緯)</p> <p>(起業等の時期)</p> <p>年 月頃</p> <p>(事業内容)</p> <p>(主要商品、サービスの内容等)</p> <p>(起業等後の事業展開、将来の展望)</p> <p>(市の活性化への貢献等)</p>
------	--

様式第2号（第9条関係）
魚津市指令 第 号

住所
氏名

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金については、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱第8条の規定により、次の条件を付して交付を（決定・却下）します。

年 月 日

魚津市長



1 交付決定額 _____ 円

2 交付条件

- (1) 事業完了後、速やかに実績報告をすること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、市長の承認を受けること。
 - ・ 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ・ 補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。
 - ・ 補助金の額の20パーセントを超える減額をしようとするとき。
 - ・ 起業等の内容の重要な部分を変更しようとするとき。
- (3) 魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (4) 補助金の交付日から起算して、3年間市内に在住し、起業等した事業を継続すること。
- (5) 起業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (6) 事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

3 却下の場合、その理由

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

住所

氏名

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金変更承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金について、下記のとおり変更したいので魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更種別
 - ・事業の中止
 - ・事業の廃止
 - ・事業内容の変更
- 2 変更申請額

既交付決定額	変更後の交付申請額	差引増減額
円	円	円

3 変更の理由

4 変更の内容

5 添付書類

- (1) 変更後の収支予算書
- (2) 変更後の見積書の写し又は補助金算出の根拠となるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

様式第4号（第11条関係）
魚津市指令 第 号

住所
氏名

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金変更（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金については、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり（承認・不承認）します。

年 月 日

魚津市長



1 変更後の交付決定額

円

2 不承認の場合 **は**、その理由

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

住所

氏名

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業実施報告書
- 2 収支決算書
- 3 起業等により整備した事務所等、設備等が確認できる写真又は購入した備品等の写真
- 4 補助対象経費が確認できる領収書等の写し
- 5 起業等の事実を確認できる書類の写し
- 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

1 事業実施報告書
実施した事業の概要

事業の名称	
事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
起業日 又は 事業承継日	年 月 日
商号・法人名等	
事務所等所在地	
事業の実施内容	
事業の成果	
今後の展開	

2 収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

科目	予算額	決算額	摘要
市補助金			
合計			

(2) 支出

科目	予算額	決算額	摘要
合計			

様式第6号（第12条関係）

自営業・農業・漁業等の開始に関する申立書

年 月 日

魚津市長

あて

補助事業者

住 所

氏 名

下記事業を開始したので、下記の内容で相違ないことを申し立てます。

記

事業の 開始日	年 月 日			
事業区分	1. 農業 2. 漁業 3. その他 ()			
事業所	有 (名称) ・ 無			
農業・漁業 経営規模 (品種等)	漁業	漁業 ()	養殖業 ()	
	田	作付面積 ha・a	畑	作付面積 ha・a
	家畜	() 頭	その他	() a
従事時間	時 分 から 時 分 まで			
1月当りの 稼働時間	月 日 (時間) 勤務			
備 考				

様式第7号（第13条関係）
魚津市指令 第 号

住所
氏名

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金について、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

年 月 日

魚津市長



補助金確定額 _____ 円

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

住所
氏名 印

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号により補助金の確定通知を受けた
魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金について、次のとおり請求します。

1 交付決定額 _____ 円

2 受領済額 _____ 円

3 今回請求額 _____ 円

※概算払を希望される場合、その理由も記入願います。

4 振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
ふりがな 口座名義	

様式第9号（第15条関係）
魚津市指令 第 号

住所
氏名

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付取消通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定した魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金について、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり交付決定額の（全部・一部）を取り消したので、通知します。

年 月 日

魚津市長



- 1 交付決定額 _____ 円
- 2 取消し額 _____ 円
- 3 取消しの理由

様式第10号（第16条関係）

住所
氏名

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金返還請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定した魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金について、魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

年 月 日

魚津市長



- 1 返還請求金額 _____ 円
- 2 返還期限 _____ 年 月 日
- 3 返還方法
- 4 返還を求める理由